**主要な事業活動の前提となる事項について**

　　　　年　　月　　日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長　殿

本店所在地

会 社 名

代表者の役職氏名

　　　　　　　　　　　　（以下「会社」という。）は、

当社の企業グループ（有価証券上場規程第２条第28号に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。）の主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許認可等をいう。）の状況は以下のとおりです。

１　主要な事業活動の前提となる事項

２　１の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合はその期限

３　１の取消、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合はその事由

４　１について、その継続に支障を来す要因の発生の有無

以　上

（記載上の注意）

・主要な事業活動の前提となる事項は、許認可・契約等に基づく売上または利益が概ね全体（連結ベース）の2分の1以上に該当する事項について記載してください。

・本書を書面でご提出いただく場合には、社印・代表者印を押印したものをご提出ください。

・本書の提出に当たっては、この（記載上の注意）の添付は必要ありません。

（2021.9.1）